

## 京都ハンナリーズ U15 規約

- 第 1 条 名称は京都ハンナリーズ U15（以下「チーム」という）とし、京都ハンナリーズ（以下「クラブ」という）が運営する。
- 第 2 条 向日市民体育館  
(練習場所) 〒617-0003  
京都府向日市森本町小柳23-1  
京都テルサ  
〒601-8047  
京都府京都市南区東九条下殿田町70  
(クラブ連絡先)  
〒615-0033  
京都府京都市右京区西院寿町40-3
- 第 3 条 バasketボールを通じて礼儀や言葉遣いなどの基本的な社会道徳を身  
(目的) につけると共に、一貫指導のもと心・技術・体力の成長に伴い、本格的に訓練し、Basketボールの楽しさを学びながら、将来の京都ハンナリーズトップチームBasketボール選手の育成を目的とする。
- 第 4 条 1. クラブが開催するトライアウトに合格した選手であること  
(入会資格) 2. クラブが優秀と認めた選手であること  
3. 京都ハンナリーズ U15 の所属選手として登録し、各種大会に出場できる選手であること  
4. 京都ハンナリーズ U15 の所属選手として公益財団法人日本Basketボール協会に登録するため、学校その他団体で登録していない選手であること  
5. クラブの目的に賛同する選手であること  
6. 規約の遵守を誓約し、入団合意書を提出した選手であること  
7. 京都ハンナリーズファンクラブに入会すること
- 第 5 条 別紙入団合意書参照  
(会費等) 選手は、クラブ指定の決済方法により会費等を支払わなければならない。但し、入会金、月会費について、クラブの都合により変更になる場合がある。
- 第 6 条 一旦納入された入会金、更新費、月会費は理由の如何を問わず返金しない。  
(会費の不返納)
- 第 7 条 選手が、理由無く会費等の支払いを怠った場合は、3ヶ月を経た時点で  
(会費の滞納) 指導を停止され、選手としての資格を失う。

第 8 条 選手は、チーム指定のトレーニングウェアを着用しなければならない。  
(着用義務) また、スポンサーに係るウェア類の着用をクラブが指示した場合、それに従わなければならない。

第 9 条 休部もしくは退団する選手は、事前にクラブへ報告しなければならない。  
(休部・退団) 休部は期間を3ヶ月以内とし、これを超える場合は自然退団となり選手資格を失う。また、無断で練習または試合等のチームの活動に2週間以上参加しなかった場合は、指導を停止され、選手としての資格を失う。

第 10 条 住所、電話番号などに変更が生じた場合には、速やかにクラブへ連絡しなければならない。  
(連絡の義務) 選手は、練習または試合等のチームの活動に参加できない場合には、必ず事前にヘッドコーチもしくはチーム責任者に直接連絡しなければならない。

第 11 条 選手およびその保護者は、クラブに対し、チームの指導方針や活動方針  
(練習方針) について一任するものとする。

第 12 条 毎月の練習、試合予定はチームから発行する予定表による。  
(練習予定)

第 13 条 選手は以下の行動規範を守り、チームの一員として真摯な態度でトレーニングに励み、日常生活を含めよい準備を行いながら、世界基準のバスケットボール選手を目指して常に全力でバスケットボールに取り組まなければならない。

- (1) 日本国の刑罰法規に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) チームの風紀を乱す行為を行ってはならない。
- (3) チームのルールを守り、監督やコーチの指揮、指導に従うこと。
- (4) 所属する学校の校則を守り、学生らしい言動と服装をすること。
- (5) 常に弱者を支え、地域の模範となるようにマナーを守ること。
- (6) バスケットボールだけでなく勉学に励むこと。
- (7) 常に礼儀正しくあいさつを行うこと。
- (8) プロクラブであるチームの一員として自覚を持ち、責任ある行動によってチームの活動に参加すること。
- (9) チームの活動を休む場合には、必ず本人が連絡すること。

第 14 条 クラブは選手が次のいずれかに該当した場合は、選手を退団させることがある。  
(除名)

- (1) 選手が日本国の刑罰法規に抵触する行為を行い、あるいは重大な不祥事を起こしたとき
- (2) 選手およびその保護者が、本規約の事項またはクラブの指示に違反し、クラブが改善の催促をしたにもかかわらず、これを拒絶または無視し、または改善しなかったと認められたとき

- 第 1 5 条 (1) 選手はクラブ負担により、クラブ指定の傷害保険に加入する。  
(傷 害 対 応) (2) クラブは選手に対し、チーム活動中において事故のないように万全の注意を払うが、バスケットボールの試合中および練習中、また移動中の不測の事故範囲内とし、それ以外の補償は負わないものとする。  
(3) クラブは選手がチーム活動中に怪我をした場合には、応急処置を行い、救急を要する場合は、救急搬送を行う。

第 1 6 条 本規約は随時改定することができる。  
(規約の改定)

第 1 7 条 本規約は 2018 年 4 月 10 日より施行する。  
(施 行)

2018 年 4 月 10 日施行  
2021 年 6 月 3 日改定